



28 経営第 1586 号

平成 28 年 9 月 28 日



愛知県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保険監理官

日照不足に伴う園芸作物の被害の防止に向けた技術指導の徹底及び
農業共済の対応について

気象庁発表の全般気象情報によると、東日本と西日本を中心に9月中旬から日照時間の少ない状態が続いており、今後も日照時間の少ない状態が続くと見込まれていることから、野菜、果樹及び花きの生育への影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「日照不足に伴う園芸作物の被害の防止に向けた技術指導の徹底について」（平成28年9月28日付け28生産第1087号農林水産省生産局園芸作物課長通知）が発出されましたので、貴職におかれましては、組合員が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合に対して、組合員へ周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。



28生産第1087号
平成28年9月28日

東北、関東、北陸、東海、近畿
中国四国、九州農政局生産部長

}

生産局園芸作物課長

日照不足に伴う園芸作物の被害の防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の全般気象情報によると、東日本と西日本を中心に9月中旬から日照時間の少ない状態が続いており、今後も日照時間の少ない状態が続くと見込まれていることから、野菜、果樹及び花きの生育への影響が懸念されています。

このため、「農業技術の基本指針」（平成28年改定）（平成28年3月31日公表）（http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin28.html）を踏まえ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、貴局管内の県に対し、技術指導の徹底を図るようお願いします。

記

I 共通事項

日照不足が続くことにより、病害が発生しやすくなることから、今後の天候の推移と生育状況に十分に注意するとともに、ほ場の観察を定期的に行い、農林水産省や都道府県病虫害防除所等から発表される病虫害発生予察情報や技術情報等に基づき、適時に適切な防除に努めること。

II 野菜

- (1) 果菜類については、着果量に応じて摘果等を行い、樹勢の低下に注意すること。
- (2) 施設栽培では、日照不足による軟弱徒長を防ぐため、温度や養水分等を適切に管理すること。

III 果樹

果樹については、徒長枝や密生枝のせん定等を実施し、寡照下における受光の確保に留意するとともに、収穫期を迎えた品目においては適切な品質となるよう適期収穫に努めること。

IV 花き

花きについては、日照不足による軟弱徒長を防ぐため、温度や養水分等を適切に管理すること。